



令和 5 年 7 月 18 日

国土交通省関東地方整備局

下館河川事務所

「小貝川下流域水面利用の合同巡視」を実施します！

～ 4 年ぶりに小貝川下流域水面利用ルール＆マナーの周知活動を実施～

小貝川下流域には、岡堰及び福岡堰による広大な湛水域が広がり、水上オートバイやカヌーなどの水面利用が盛んに行われており、安全で快適な水面利用を目指し利用者に対して小貝川下流域水面利用等協議会会員【別紙 1】による「小貝川下流域水面利用ルール＆マナー」の周知活動を実施します。

◆実施日時 令和 5 年 7 月 22 日（土） 午前中 上流コース

令和 5 年 7 月 23 日（日） 午前中 下流コース

◆実施場所 上流コース （豊田樋管～福岡堰上流） 【別紙 2】

○参加団体：常総市、つくば警察署、常総警察署、つくば市消防本部、
茨城西南広域消防本部、常総広域消防本部、関東漁協、PW安全協会、
全日本フライボード協会、下館河川事務所

下流コース （リバーサイドパーク～稲豊橋） 【別紙 3】

○参加団体：取手市、守谷市、つくばみらい市、常総警察署、取手警察署、
常総広域消防本部、小貝川漁協、鬼怒利根漁協、日本ウィンドサーフィン協会、
下館河川事務所

◆実施内容 水面利用ルール＆マナーのチラシ【別紙 4】を水面利用者に配布し、ルールとマナーを守った安全な水面利用を周知します。

◆取材される場合には、事前に取材登録書【別紙 5】に記入のうえ、7 月 20 日（木）12 時までにメールにて送付をお願いいたします。

◆雨天等による中止の判断は、令和 5 年 7 月 21 日（金）に行いますので、状況については当事務所までお問い合わせください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 茨城県政記者クラブ

<問い合わせ先>

小貝川下流域水面利用等協議会 事務局

関東地方整備局 下館河川事務所

電話：0296-25-2161（代表） メール：ktr-shimodate_info@mlit.go.jp

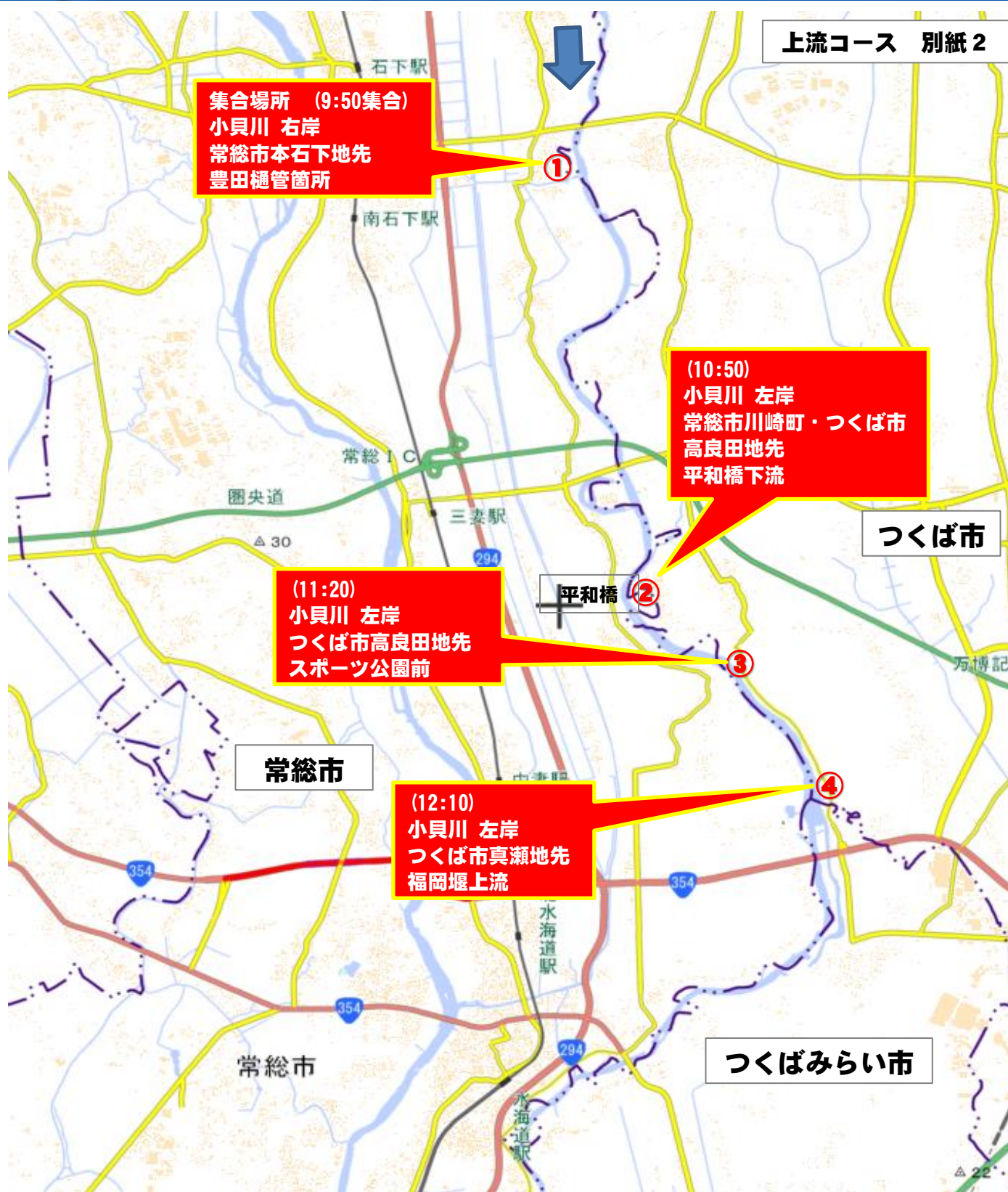
副所長 金森 正博

保全対策官 竹内 慶雄

小貝川下流域水面利用等協議会 会員

No.	団 体 名 称	No.	団 体 名 称
1	龍ヶ崎市	29	NPO法人 水辺基盤協会
2	下妻市	30	茨城県カヌー協会
3	常総市	31	茨城県ボート協会
4	取手市	32	国土交通省 下館河川事務所
5	つくば市		
6	守谷市		
7	つくばみらい市		
8	竜ヶ崎警察署		
9	つくば警察署		
10	常総警察署		
11	取手警察署		
12	取手市消防本部		
13	つくば市消防本部		
14	茨城西南広域消防本部		
15	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部		
16	稲敷広域消防本部		
17	岡堰土地改良区		
18	福岡堰土地改良区		
19	鬼怒小貝漁業協同組合		
20	小貝川漁業協同組合		
21	鬼怒利根漁業協同組合		
22	関東漁業協同組合		
23	(公財)マリンスポーツ財団		
24	(一社)全日本フライボード協会		
25	(一社)日本ウェイクボード協会		
26	(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会		
27	(一社)日本ウインドサーフィン協会		
28	NPO法人PW(パーソナル ウォータークラフト)安全協会		

小貝川水面利用等協議会 合同巡視ルート（水海道出張所管内）



小貝川水面利用等協議会 合同巡視ルート（藤代出張所管内）

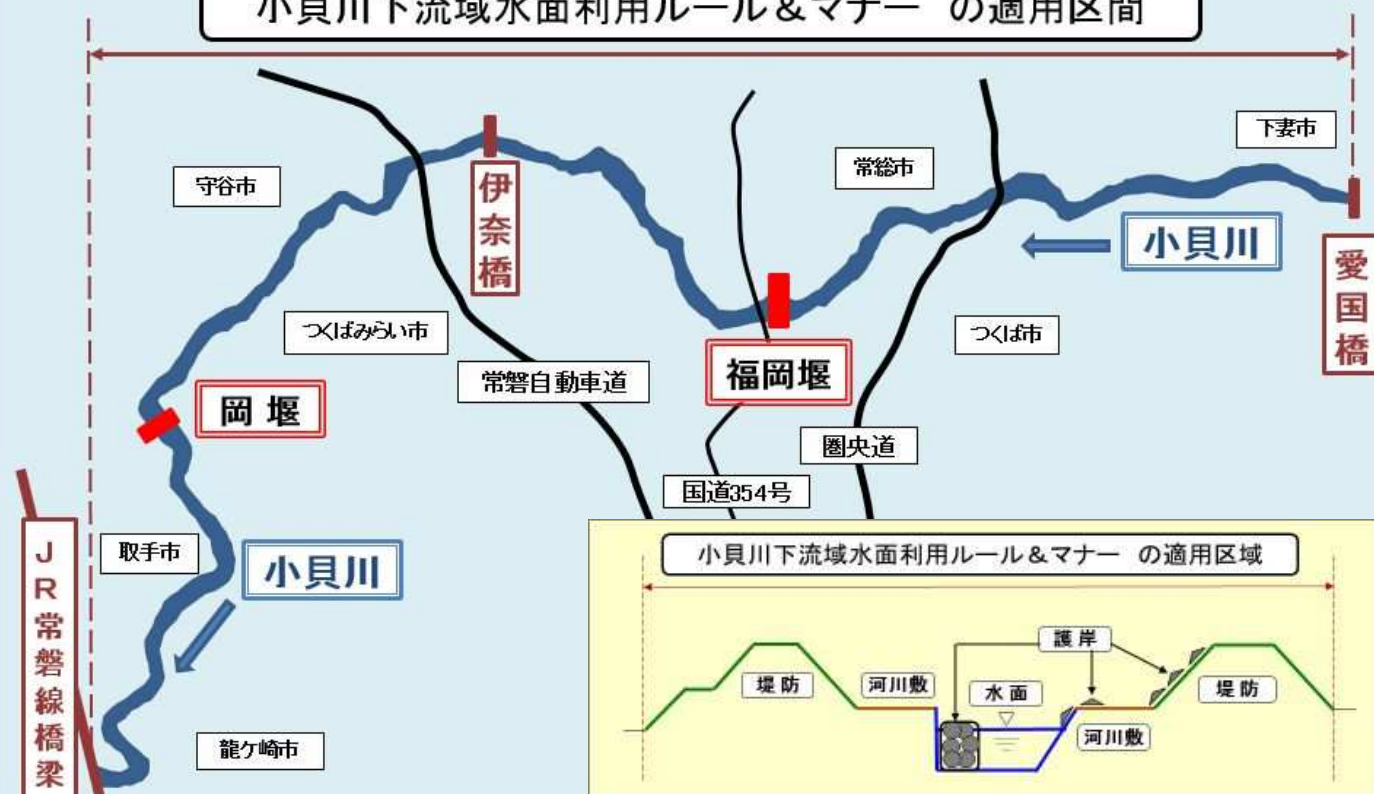
下流コース 別紙3



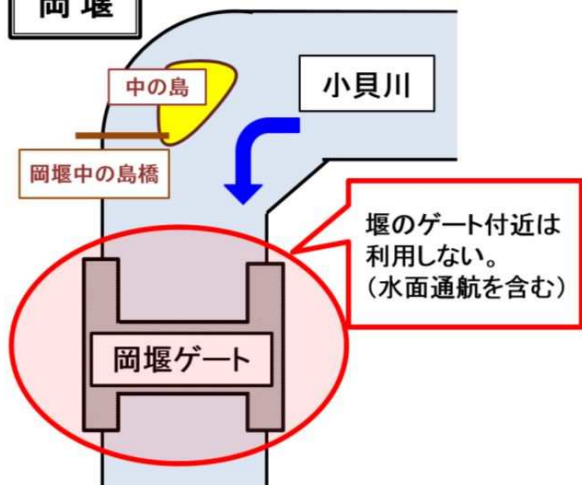
小貝川下流域 水面利用ルール＆マナー

要約版

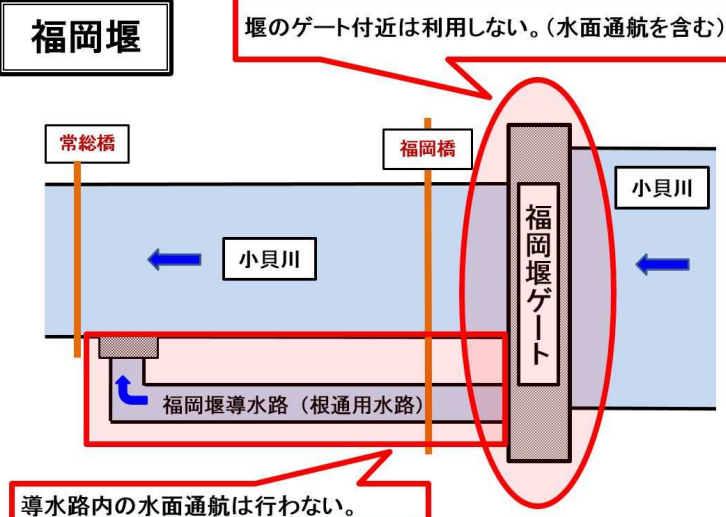
小貝川下流域水面利用ルール＆マナー の適用区間



岡堰



福岡堰



○事故に関すること

救急救命 119番

警察 110番

○ブイの設置やイベントの開催など 河川の利用に関すること

(JR常磐線橋梁～伊奈橋)
国土交通省 藤代出張所
0297-83-5126

(伊奈橋 ～ 愛国橋)
国土交通省 水海道出張所
0297-22-0245

○油の流出に関すること

鬼怒川・小貝川通報連絡センター
下館河川事務所 管理課
0296-25-2169



小貝川下流域 水面利用等協議会

事務局
0296-25-2151

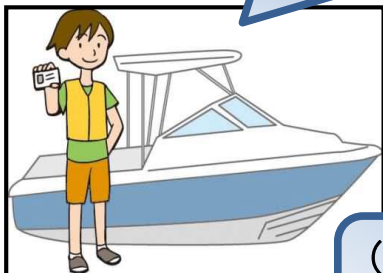
小貝川下流域 水面利用ルール＆マナー

要約版

R元.7.1

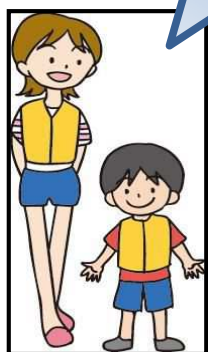
■ 水上オートバイやモーターボートの小型船舶を利用する皆さんへ

(1) 免許者の自己操縦



(3) 危険行為（暴走・引き波・見せびらかし）は行わない。

(2) ライフジャケットの着用



(4) 酒気帯び操縦の禁止 （茨城県水上安全条例）

(5) 水面へ昇降するスロープ付近では徐行。
（水上オートバイは時速8 km以下）

(6) 非動力船及び釣り人の付近では最徐行。
（水上オートバイはアイドリングスピード
＝ 時速5 km以下）

(7) 作業船や作業の付属設備には近づかない。
やむを得ない場合は、徐行して通航。

(8) 離岸・接岸する非動力船には近づかない。
また、非動力船の前面を横切ったり、
左右に近づかない。

(9) 水上オートバイは夜間（日の入りから日の
出まで）や早朝の通航は行わない。

(10) エンジンやマフラーなどを改造した水上オ
ートバイやモーターボートは使用しない。

(11) 水上オートバイやモーターボートは人家近くでエンジンの空ぶかしをしない。
全ての箇所ですべての空ぶかしにより騒音を出さない。

■ 水面利用する全ての皆さんへ

(12) 堰のゲート付近は利用しない。（水面通航を含む） 福岡堰の導水路内も通航しない。

(13) 橋脚周り、樋管付近は利用しない。（水面通航を含む）

(14) 水面、スロープ、河川敷は譲り合って利用し、立入禁止柵などで独占的な利用をしない。

(15) スロープを造成したり、土地の形状変更を行わない。

(16) 車両の走行は徐行とし、堤防斜面を登り降りしない。

(17) 通路をふさぐ駐車・水ぎわ駐車などの迷惑駐車はしない。

(18) 大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。

(19) 水上での給油、油缶の放置は絶対にしない。

(20) ゴミや、不要な釣り糸、釣り針、餌などは持ち帰る。

(21) 直火禁止。また、バーベキュー道具・食器類を川の水で洗わない。

(22) 船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。

小貝川下流域水面利用合同巡視 取材登録書

標記について、取材を希望される報道機関は、事前に登録をお願いします。

提出期限：令和5年7月20日（木） 12時まで

1. 報道機関名

2. ご 氏 名 _____
(代表者のみ)

3. 連絡先 TEL

4. 取材人数 (代表者を含む) 人

5. テレビカメラの有無

6. 取材日時 令和 5 年 7 月 日 ()

7. 事前登録に関する問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

副 所 長 金森 正博 TEL : 0296-25-2161

保全対策官 竹内 慶雄 TEL : 0296-25-2151

メール : ktr-shimodate_info@mlit.go.jp